

平成29年3月14日

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人地域活動支援センターさくら福祉会
- (2) 代表者 代表理事 西村 兼一
- (3) 所在地 大阪府東大阪市宝持二丁目2番7号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 名称 トウインクル
- (2) 事業種別 就労移行支援、就労継続支援B型
- (3) 所在地 大阪府東大阪市水走三丁目4番29号
- (4) 指定年月日 平成26年12月1日

3 指定の取消の年月日

平成29年3月31日（金）

4 処分の理由

【就労継続支援B型】

- (1) 訓練等給付費の請求に関する不正（法第50条第1項第5号）
 - ・法人代表者の指示により、施設外就労加算について、施設外就労を行っていないにもかかわらず、事業開始月である平成26年12月サービス提供分から平成28年5月サービス提供分における訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- (2) 運営基準違反（法第50条第1項第4号）
 - ・管理者が従業員及び業務の一元的管理を行っていなかった。
 - ・管理者が運営基準を遵守していなかった。
- (3) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）
 - ・指定申請において、事業所と雇用関係がない者の名前を使用し、虚偽の申請を行った。

【就労移行支援】

(1) 運営基準違反 (法第50条第1項第4号)

- ・管理者が従業員及び業務の一元的管理を行っていなかった。
- ・管理者が運営基準を遵守していなかった。

(2) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (法第50条第1項第10号)

- ・一体的に運営されている指定就労継続支援B型事業所で、訓練等給付費の不正請求及び虚偽の申請が行われた。

5 事業者に対する経済上の措置

トゥインクルの就労継続支援B型利用者分

【東大阪市】 訓練等給付費の不正請求による返還額	8, 116, 069円
加算額	3, 246, 427円
合計額	11, 362, 496円

【大阪市】 訓練等給付費の不正請求による返還額	400, 359円
加算額	160, 143円
合計額	560, 502円

【大東市】 訓練等給付費の不正請求による返還額	299, 535円
加算額	119, 814円
合計額	419, 349円

東大阪市福祉部障害者支援室

TEL 06-4309-3187

FAX 06-4309-3813